

新座市都市計画マスタープラン（見直し）の変更について

1 変更の概要

新座市都市計画マスタープラン（見直し）は、都市計画法第18条の2に基づき策定した新座市における都市計画の基本的な方針であり、策定は、当初が平成13年で、見直し版が平成23年となっています。

このプランに位置付けられた「国道254号沿線の大和田二・三丁目地区の市街化調整区域に関する産業系土地利用への転換の検討」については、（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の実施により転換を図る等、より具体的な計画が定まってきました。また、今年度には新座都市計画区域区分の変更及び土地区画整理事業の変更等の都市計画法に基づく手続に着手しています。

このため、当該事業に関連する部分を変更するものです。

2 変更案

別紙のとおり（該当箇所の変更後のページ（資料））

3 変更手続及びスケジュール（平成27年度）

(1)	11月26日(木)～ 12月10日(木)	案の閲覧及び公述申出書の提出 (窓口及び市ホームページ) →公述申出書の提出なし
(2)	12月14日(月)	公聴会の開催 →(1)の提出がなかったため、中止
(3)	12月2日(水)	新座市議会への報告（定例会中の全員協議会）
(4)	12月24日(水)	新座市都市計画審議会での審議（11月25日諮問） →同日付けで諮問どおり決定することが適当と答申
(5)	1月14日(木)	新座市庁議での審議（決定）
(6)	1月中旬(予定)	埼玉県知事への通知
(7)	2月～3月（予定）	市HP等での周知

（参考）

大和田二・三丁目地区に係る都市計画（用途地域、土地区画整理事業外）の都市計画法に基づく手続について、同法16条による意見聴取は11月に実施しました。同法第17条に基づく縦覧及び意見聴取は、平成28年2月を予定しています。